

地区防災計画提案の手引き

令和7年4月1日
瀬戸市市長直轄組織
防災安全課

1 地区防災計画制度とは

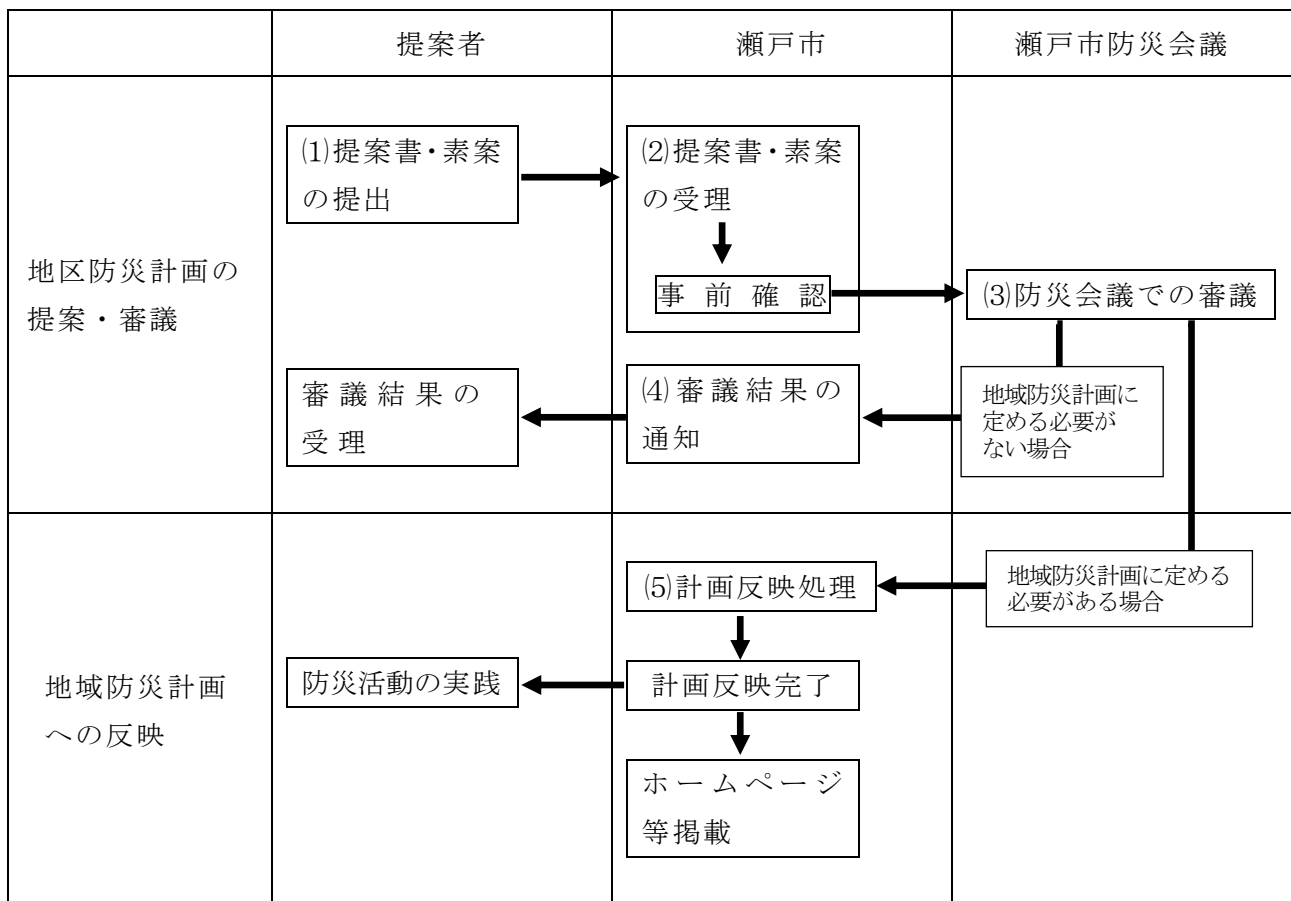
これまで災害対策は、国や都道府県、市町村などの公的機関が防災計画を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施してきました。

しかし、東日本大震災において、自助、共助及び公助が連携することによって大規模広域災害後の災害対策がうまく働くことが強く認識されました。

その教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法改正では、自助及び共助に関する規定がいくつか追加されました。その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（以下、「地区居住者等」といいます。）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されました（平成26年4月1日施行）。

地区防災計画制度では、地区居住者等が作成した地区防災計画の素案を瀬戸市地域防災計画へ定めるよう瀬戸市防災会議会長（市長）に対して提案を行うことができます。これを計画提案といいます。

2 計画提案の流れ



(1) 提案書・素案の提出

地区防災計画を作成した場合、次の提出書類を市役所の防災安全課に提出し、計画提案を行ってください。

【提出書類】

	提出書類	備考
1	地区防災計画提案書（様式1）	紙媒体（1部）
2	地区防災計画の素案	紙媒体（1部）とPDFデータ
3	当該地区居住者等であることを証明する書類	個人の場合：住民票 運転免許証の写し 等 法人の場合：登記事項証明書
4	計画作成に当たり合意形成を行った過程がわかる資料	会議の議事録や会議日程、参加者がわかる資料等（地区防災計画の素案に記載があれば省略できます）

(2) 提案書・素案の受理及び事前確認

原則として、毎年瀬戸市防災会議の開催月の2か月前の月末までに受理した提案書・素案について、防災安全課で事前確認をした上で瀬戸市防災会議に付議します。

(3) 瀬戸市防災会議での審議

作成された地区防災計画は、瀬戸市防災会議で瀬戸市地域防災計画に定める必要があるかどうか審議されます。

主な審議項目は次のとおりです。

- ・瀬戸市地域防災計画に抵触していないこと
- ・計画作成に関して地区居住者等の間で合意や理解がなされていること

(4) 審議結果の通知

瀬戸市防災会議において瀬戸市地域防災計画に定める必要があるか否かを判断し、必要がないと判断した場合のみ、様式2によりその旨及び理由を提案代表者へ通知します。

(5) 瀬戸市地域防災計画への反映

- ① 瀬戸市防災会議において瀬戸市地域防災計画に定めると認められたときは、瀬戸市地域防災計画の資料編に地区防災計画名や策定年月等を掲載します。
- ② 瀬戸市地域防災計画に定められた地区防災計画は、個人情報等の非公開情報について掲載可否を確認した上で、市公式ホームページに掲載させていただきます。

【記載例】

資料〇－〇 地区防災計画一覧

番号	連区名	地区団体名等	計画名	策定年月
1	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇地区防災計画	令和〇年〇月

(6) 計画の更新

地区居住者等は、活動の検証等を踏まえ、計画の見直しを行うことが重要です。見直した内容によっては、再度、「2 計画提案の流れ」に沿って手続きを行うことになる場合もあることから防災安全課にご相談ください。

年 月 日

(宛先)

瀬戸市防災会議会長

瀬戸市長

(提案代表者)

地区防災計画提案書

災害対策基本法第42条の2に基づき、瀬戸市地域防災計画に下記のとおり地区防災計画を定めることを提案します。

記

1 計画名称等

「〇〇地区防災計画」

〇〇〇年〇月策定

2 提案者

住所・所在地	氏名・法人名

3 添付書類

(1) 地区防災計画の素案

(2) 資格証明書類

- ・住民票等（提案者が個人の場合）
- ・登記事項証明書等（提案者が法人の場合）

4 問い合わせ先

